

## 信頼性維持プログラム(案)

一般財団法人食品安全マネジメント協会

目的：この文書は、JFS-C 認証スキーム文書 2.6 において規定する「信頼性維持プログラム」について、その詳細を記載したものである。協会は、このプログラムに則って、当該スキームにおける認証活動の信頼性維持に努める。

### 1. 認定機関に対する監視活動

- ・本スキームに係る認定委員会へオブザーバーとして参加する。
- ・必要な場合、認定機関が実施する認証機関事務所審査及び組織立ち合い審査に同行する。
- ・スキームに関する苦情・異議申し立てがあった場合のみ、認定機関における苦情・異議申し立てを検討する会議(委員会等)へオブザーバーとして参加する。
- ・認定機関に対する苦情を協会が受け、認定機関を調査する必要があると判断した場合、認定機関事務所を訪問し、調査する。

### 2. 認証機関および認証組織に対する監視活動

#### (1) 認証機関からの提出を受ける情報

協会は JFS-C 認証スキーム文書 4.2.8 項で規定する以下の情報を、定期的に認証機関から提出を受ける。

- 1) 認証機関の体制に関する情報
- 2) 審査員に関する情報
- 3) 認証された組織に関する情報
- 4) 審査情報

#### (2) 協会による上記情報の分析実施

- 1) 協会は上記情報を、認証機関別、審査員別に分析する。分析事例は下記を含む。
  - ①登録数(カテゴリ別)の推移(審査員が増えないのに登録数が急激に増えていないか)
  - ②登録審査の審査員別件数(登録審査が特定の審査員に集中していないか)
  - ③登録審査の地域別件数(登録審査が特定の地域に集中していないか)
  - ④チームリーダー審査員別不適合件数(致命的な不適合、軽微な不適合別)(致命的な不適合の抽出・傾向はあるか、軽微な不適合しか抽出していないか)

- ⑤認証機関別不適合件数(致命的な不適合、軽微な不適合別)(認証機関ごとに抽出の致命的な不適合傾向はあるか)
- ⑥審査毎の審査工数(審査工数は製品ラインの数や従業員数等を考慮して妥当か)

2)これらの分析を年1回以上行い、認証機関事務所への調査ならびに組織における認証審査への立ち合い(審査員の力量に関する調査)の必要性、及び追加情報の提供要請の必要性等を判断する。

### (3)分析結果に基づく追加調査

#### 1)認証機関への訪問調査

分析結果に基づき、追加情報の提供を要請し、必要に応じ認証機関の事務所を訪問し、問題を明らかにするための調査を行う。事務所訪問は、通知をするが日程を定めない場合もある。

#### 2)認証組織への訪問調査

上記1)の認証機関への訪問調査の結果、認証組織の信頼性に疑いが生じた場合、当該組織を直接訪問し調査する。

### (4)認定機関、認証機関及び認証組織に関わる苦情への対応

- 1)認定機関、認証機関に対する苦情については、認定機関または認証機関に調査を依頼し、その苦情への対応を含めた回答を要請する。
- 2)認証組織に関する苦情が直接協会に届けられた場合、認証機関にその事実確認を含め、対応を依頼する。その対応および回答の結果、認証機関および、または認証組織を調査する必要があると判断した場合、直接訪問し調査する。
- 3)上記調査の結果、認証に疑義が生じた場合は、認定機関へ通知し対応を求める。

### 3. 新聞等のメディアによる食品事故、偽装などについての報道への対応

食品事故や偽装に関係した組織が、本スキーム認証に関係していると確認した場合、以下を実施する。

- 1)認定機関、認証機関と対応について協議し、当該機関の対応が十分と判断した場合、対応の結果について報告を要請する。報告された対応の結果を判断し、次回、認定機関、認証機関の監視計画に反映させる。
- 2)当該機関の対応が不十分と判断した場合には、必要に応じて協会が直接調査を開始する。調査は、事案内容に応じて認定機関、認証機関、認証組織を直接訪問することを含め実施する。調査の結果は、認定機関、認証機関へ通知する。

3) 上記食品事故や偽装についての調査結果を、公表するかどうかを含め協会内で検討する。  
公開したほうが良いと判断した場合は、協会のウェブサイトで公表する。

以上